

## ○白山市手話言語条例

平成30年3月23日

### 条例第1号

手話は、日本語などの音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。

ろう者にとって手話は、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解するために欠かせないものである。ろう者は、手話を通して物事を考え、自らが学び、知識を蓄え、文化を創造してきた。

しかしながら、長い間手話は言語として認められず、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことから、ろう者は、日常生活や社会生活のあらゆる場面で不便や不安の中で暮らしてきた。

一方で、白山市では、全国でいち早く手話通訳士の資格を有する職員を配置し、ろう者と共にろう者を支援する様々な施策に取り組み、議場における同時通訳などを実施してきた。

こうした中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語として位置付けられ、日常生活や社会生活で手話を使用することができる環境を整えることがこれまで以上に求められている。

ここに、全ての市民は、手話が言語であることを認識し、手話を使用できる環境を整えることで、共に支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、もって全ての市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障害のある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

#### (基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるという認識の下に行われなければならない。

2 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら行われなければならない。

3 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話を獲得する権利、手話で学ぶ権利、手話を学ぶ権利、手話を使う権利及び手話を守る権利を尊重して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及のための拠点の整備に関する施策
- (2) 手話を身に付けることができる環境の整備に関する施策
- (3) ろう児（18歳未満のろう者をいう。）の養育に必要な情報の提供及び相談体制の整備に関する施策
- (4) 手話を音声言語と同様に使用することができる環境の整備に関する施策
- (5) 手話通訳者及びその指導者の確保に関する施策
- (6) 言語としての手話の普及、保存及び研究に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(協議の場)

第8条 市は、前条に規定する施策の推進について、必要に応じ、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保)

第9条 市は、ろう者、手話通訳者その他関係者と協力して、全ての市民が手話を学ぶ機会の確保を図るよう努めるものとする。

(教育における手話の普及)

第10条 市は、教育の場において手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るよう努めるものとする。

(ろう者に対する支援)

第11条 市は、手話により情報を発信し、ろう者が情報を取得するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民及び事業者への支援)

第12条 市は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために市民及び事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、手話に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。